

請願番号	請願第6号	受理年月日	平成23年9月2日
請願の件名	<p>行政書士に行政不服審査法に係わる不服審査手続の代理権の付与を求める意見書についての請願</p> <p>請願の趣旨</p> <p>平成20年7月1日、行政書士法の一部を改正する法律が施行され、行政書士が行政手続法に係わる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述代理を法定業務として行うこととなりました。これにより実体法に精通した行政書士がこれら代理を業とすることで行政手続法が多く国民に利用され、国民の権利が十分に擁護されるものと思われます。</p> <p>しかしながら、行政不服審査法における行政書士の活用も急務であり、依頼者である国民に手続の煩雑さや経済的な負担を強いる現状は憂慮すべきものがあります。既に、登用試験科目に行政手続法、行政不服審査法が出題されていない弁理士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士に一定の範囲で審査請求代理権が付与されているところ、登用試験科目に行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法が出題されるなど、日々研修している我々行政書士に代理権がいまだに付与されていないことは甚だ遺憾なことであります。</p> <p>したがいまして、国会及び政府におかれては、国民の利便に寄与し、行政不服審査法の利用促進をはかるため、実体法に精通し高度な専門性を有する行政書士に行政不服審査法に係わる不服審査手続の代理権を付与するよう強く要望するものであります。</p> <p>地方自治法第99条の規定による意見書を宮崎県議会として採択していただき、是非とも当該意見書を関係大臣に提出方をお願いいたす次第です。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。</p>		
紹介議員	<p>中野 一則 二見 康之 田口 雄二 井上紀代子 鳥飼 謙二 新見 昌安 岩下 斌彦 有岡 浩一 凶師 博規 前屋敷恵美</p>		
摘要			